

平成 22 年度第 3 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 22 年 12 月 24 日（金） 午前 10 時～正午 日野市役所 4 階 庁議室		
出席委員	委員長 西浦 定継（明星大学理工学部教授） 委 員 掛川 亜季（弁護士 りんどう法律事務所） 委 員 飯塚 武 （税理士 飯塚武税理士事務所）		
議事次第 1. 開会 2. 審議事項 （1）抽出案件について（平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの契約締結分） （2）総合評価方式の適用範囲拡大（施行）の検証について （3）最低制限価格・低価格入札調査制度（他市の状況）について 3. その他 4. 閉会			
質問・意見		回答	
<u>（1）抽出案件について</u> ○審議事項（1）について、抽出方法等の説明を事務局に求める。 ○日野市立ひらやま児童館大規模改修及び増築建築工事について ・1 回目の入札不調を踏まえ、2 回目の入札を行っているが、契約方法を総合評価方式から制限付一般競争入札に代えた		・今回の審査対象期間は、平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までとなっております。 この間に総務課で契約締結した案件の総数は 149 件です。このうち、落札率が高いものとして 95%以上のもの 75 件を抽出しております。このうち 6 件の印刷業務につきましては 90%以上の抽出となっております。 また、落札率が低いものとして 50%未満のもの 2 件を抽出しております。今回は低入札の件数は少なくなっております。 ・1 回目の入札は、市内の本店業者を対象に総合評価方式にて執行しましたが、参加者の辞退、あるいは無効により不調に	

理由について尋ねる。 ・ 時間がかかるために総合評価方式から制限付一般競争入札に代えたとのことであるが、今後、総合評価方式を拡大していく上で、この点に関してどのような対策を考えているか。 ・ 総合評価方式に時間がかかるのはなぜか。 ・ 過去のデータを参考にもっとスピーディーに処理することは出来ないのか。 ○印刷（「日野市社会科地図」、「日野市とその周辺図」）について ・ まず、「日野市社会科地図」印刷の落札率は 96.39%であるのに対して、落札者以外は 227.11%、138.55%と高い応札となっている。 また、「日野市とその周辺図」印刷においても、落札率 96.81%に対して、落札者以外は 317.02%、143.62%と、こちらも高くなっているが、原因をどのように考えるか。	終わりました。 工期も厳しい状況になったため、入札手続きに時間がかかる総合評価方式から制限付一般競争に代え、地域要件も三多摩に拡大し、再度入札したところです。2 回目の入札では市外の業者が落札しました。 ・ 主管課に対しては、時間的余裕をもって計画的に発注するよう指導しています。それでも、学校関係の工事は夏季休業期間中に施行しなければならないものがあります。補助金の確定が遅いものもあり、ギリギリに発注するといったものもあります。 ・ 技術評価項目が含まれており、審査に時間を要するためです。 ・ 技術評価の項目がどの案件にも当てはまるものではなく、例えば過去の工事実績や配置予定技術者の状況などは案件ごとに条件が代わるため、その都度確認は必要になります。 ・ 二つの案件のどちらも落札者は同じ者です。また、昨年の落札者でもありました。落札者は予め地図データ等を持っていたため、有利であったものと思われます。
--	--

- ・ 版權を持っている業者が常に受注するようになるのではないかと。1 回目は高くなると思うが、版權を市が引き取ることになれば、2 回目以降は安く受注できるのではないかと。

○低入札（「介護予防体操教室業務委託」、「ガスヒートポンプ清掃業務委託」）について

- ・ 入札の経過について説明を求める。

- ・ 予定価格を決定するにあたり、概算見積りを徴する場合は 1 者のみからでなく、複数者から徴するよう指導すべきである。

○自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約（不落随契）について

- ・ 公園樹木等管理業務や公園緑地法面除草等業務委託など造園関係業務において不落随契が集中しているようだが、どのよ

- ・ 最初の取り決めが大事ではないかと思えます。毎年発注するもので、版權を市が買い取ることが出来るのであれば、それに越したことはないのですが、例えば、数年ごとに改訂等がある場合、そこまで必要があるのかといった疑問が残るところです。

- ・ 介護予防体操教室業務委託ですが、予定価格 2,016,000 円に対して落札額は 912,450 円で落札率は 45.26%でした。また、ガスヒートポンプ清掃業務委託ですが、予定価格 1,766,100 円に対して 735,000 円で落札しており、落札率は 41.62%でした。指名競争入札で執行しましたが、どちらの落札者も（予算編成のための）概算見積りを徴取した以外の者が落札しております。新たな参入による受注意欲の現れが入札価格に現れたものと思います。

- ・ 入札を行ったところ、落札者がいなかった場合、再度入札を行っても差し支えない訳ですが、業務完了のための時間的有

うな原因からか。	余がないなどの場合に、政令の規定に従い、交渉により特定の１者と随意契約を締結しております。 入札参加者以外の者でも交渉を行い、契約を締結することもできるのですが、実際には当該入札参加者のうち、予定金額に最も近い額で応札した者から順に交渉を行い、予定価格の範囲内で金額が折り合った者と契約締結しております。 今回の造園関係業務ですが、緊急雇用創出事業として都の補助金を受けている関係から日時を改めて再度入札を行う余裕がなかったため、不落随契により落札者を決定したものです。
<u>（２）総合評価方式の適用範囲拡大（施行）の検証について</u> ○総合評価方式の適用範囲拡大（試行）の経過と検証について説明を求める。 ○上限額を３億円未満に設定したのはどのような理由からか。	○公共工事の品質確保と市内建設業者の育成を図るため、平成 23 年度において総合評価方式の適用範囲を更に拡大する予定ですが、これに向けての検証を得るため、平成 22 年 10 月 15 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、試行的に適用範囲を拡大することとしました。 現行上 800 万円以上 1 億円未満の工事を対象としておりますが、試行的拡大後は 1 千万円以上 3 億円未満（建築・土木工事以外は 1 億 5 千万円未満）までとし、対象はこれまでどおり市内の本店事業者です。 ○制度上、これを超える金額は企業共同体（JV）への発注となります。 つまり、単体事業者が受注できる最大限まで広げた訳です。 この範囲内の工事であれば、技術的工夫

○下限額を 800 万円から 1 千万円とした理由は何か。 ○（試行による適用拡大の対象工事として）日野市立たまだいら保育園園舎建築工事の入札結果からどのような検証を得たか。	の余地も比較的少なく、日野市のような特別簡易型の総合評価方式（技術提案を要件とせず、工事实績や成績など定量化された評価項目と価格を総合的に評価する方式）でも対応が可能であると判断しました。 ○制限付一般競争入札の適用、そして最低制限価格の設定も 1 千万円以上からとなっているため、制度上の整合性を図ったものです。 ○総合評価方式案件として公表し、参加者を募ったところ、6 者からの申込みがありました。最終的には 1 者が辞退し、5 者による入札となりました。 価格と技術評価点を総合的に評価し、評価値が最も高い者が落札者となった訳ですが、今回は、価格、技術評価点ともに 1 位の者が落札者となっております。 予定価格 1 億 8 千 25 万 9000 円（税抜き）に対して落札額は 1 億 5 千 500 万円（税抜き）、落札率は 85.99%で、最も高かった者が 95.42%と、1 千 700 万円の開きがありました。 落札者の技術評価点は、（各社得点）24 点満点中 19.9 点の高得点となっております。一番低い方で 8.9 点でした。 落札者以外の 4 者のうち 3 者は、落札金額との兼ね合いで、計算上は技術評価点で満点取ったとしても落札できないということになります。こうしたことから、今回の落札者につきましては、価格、技術評価点ともに抜きん出ていたと言えると思います。
---	--

○入札価格と技術評価点のバランス、特に技術評価点の比重は「加算調整点」により調整できるようだが、案件ごとに点数を増減させているのか。 ○技術評価点に関してだが、業者間で序列ができているように見受けられる。 高得点の業者は既に特定されるような状況にあるようにも思えるが、総合評価方式の適用拡大により今後、こうした傾向に拍車がかかるのではないか。 <u>(3) 最低制限価格・低価格入札調査制度(他市の状況)について</u> ○前回の委員会で事務局にお願いした他市(多摩地域 26 市)における最低制限	総合評価方式の適用範囲拡大による入札も現在のところ今回の1件のみであります。今後とも処理件数を重ね、検証を深める必要があると考えます。 今回の結果からは少なくとも、「経済性に配慮しつつ、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現する」という総合評価方式の所期の目的を達することができたと受け止めております。 ○日野市総合評価方式のガイドラインによりまして、「加算調整点」は 15 点から 30 点の範囲で設定することになっております。 総合評価方式導入当初の平成 20 年度は 15 点でしたが、翌年度からは最大の 30 点で設定しております。 「加算調整点」は指名業者選定委員会での承認を踏まえ、同じ数値で設定しております。案件ごとに増減させることはありません。 ○総合評価方式の適用拡大は、市内建設業者の技術力等を適切に評価することにより技術力・施工意欲を向上させることを目的としております。品質の確保、格差是正、或いは地域貢献への取り組みを進めている業者が入札において有利となり、一方で不良・不適格業者の排除が進むことになれば望ましいことであると考えます。 ○日野市の場合、1 千万円以上の工事に対して 8/10 の最低制限価格を設定し、予
---	---

価格・低価格入札調査制度の調査の結果について説明を求める。
まず、最低制限価格について。

定価格と同様、全て事前公表の対象としております。

各市の状況（平成 22 年 10 月 1 日現在）ですが、福生市を除く 25 市が最低制限価格の制度を有しております。

（福生市は低入札に対しては、低価格入札調査制度にて対応している。）

設定の対象は 130 万円以上、あるいは 1 億円以上の工事からとまちまちです。予定価格に対する比率の上限は、12 市が 8/10 までとなっておりますが、4 市が 8.5/10、また 8 市が 9/10 まで広げているようです。

また、2 市につきましては上限なしとなっております。

なお、立川市では 3 千万円以上の案件からは、入札金額の低い方から 6 割の札の平均額をもって最低制限価格とする「変動型最低制限価格」を採用しております。

公表の時期につきましては、8 市が事前公表、5 市が事後公表、そして 12 市が非公表となっております。

○低入札価格調査制度の状況について

○（日野市では未導入。）

26 市中 5 市（府中市、国分寺市、福生市、多摩市、あきる野市）において制度を導入し実際に運用しております。

調査基準価格の設定範囲は、下限は 2/3 から 7/10 まで、上限は 8/10 から 9/10 となっております。

国土交通省からの通知による中央公契連モデル（中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル）などを参考に、予定価格算出の基礎となる直接工事費や共通仮設費等の額に一定割合を乗じて得た

○日野市では、工事における最低制限価格は、全ての対象案件について予定価格の 8/10 で設定している。 総合評価方式の適用範囲も 1 億円未満から 3 億円未満まで拡大することであるが、例えば、1 億円に対する 8/10 と 3 億円に対する 8/10 では企業の純利益にも差が生じることになるのではないか。 契約内容に沿った履行を確保するための適正価格はいくらなのか、という観点から、事業規模や予定価格に応じた最低制限価格の設定について今後考えるべきであることを提言する。	額などを参考に、入札価格で適正な履行が可能か否かを案件ごとに判断しているようです。
--	--